



平成 20 年 1 月 24 日

各 位

会 社 名 市田株式会社
代表者名 取締役社長 古結 俊博
(コード番号 8019 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長
兼経営企画室室長 岸上 晃久
(TEL.(03)3863-9476)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 24 日開催の取締役会において、平成 20 年 2 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、臨時株主総会の議案は、第 1 号議案「当社と株式会社ツカモトコーポレーションとの株式交換契約承認の件」および第 2 号議案「定款の一部変更」であります。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 臨時株主総会の第 1 号議案「当社と株式会社ツカモトコーポレーションとの株式交換契約承認の件」が承認可決され、株式交換手続きが実施されますと、平成 20 年 4 月 1 日をもって株式交換が行われ、当社の株主の皆様（株式会社ツカモトコーポレーションを除く）は株式会社ツカモトコーポレーションの株主となります。

この結果、平成 20 年 6 月開催予定の当社第 90 回定時株主総会日における当社の株主は、株式会社ツカモトコーポレーションのみとなる見込みであります。そこで、多数の株主の存在を前提とする基準日の制度はその必要性を失うことなどの事情に鑑み、当社の現行定款第 13 条を削除し、株主総会日現在の株主をその総会における議決権を行使することのできる株主とするため、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更により、株式会社ツカモトコーポレーションを除く株式交換前の当社の株主の皆様は、当社第 90 回定時株主総会において当社の株主としての権利を行使できないこととなります。また、株式会社ツカモトコーポレーションは 3 月末日を基準日とする基準日制度を採用しておりますので、株式交換前の当社の株主の皆様は、本株式交換により割当てられた株式会社ツカモトコーポレーションの株式については、平成 20 年 6 月開催予定の株式会社ツカモトコーポレーションの定時株主総会において株式会社ツカモトコーポレーションの株主としての権利を行使できないこととなります。

本議案につきましては、第 1 号議案「当社と株式会社ツカモトコーポレーションとの株式交換契約承認の件」が承認可決されることを条件といたします。

(2) 条文の削除に伴い、従来の条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 <u>当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 } } (条文省略) 第52条 }</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条 } } (現行のとおりであります) 第51条 }</p>

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日

平成20年2月28日(木)

定款変更の効力発生日

平成20年2月28日(木)

以 上